

る字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三条第一項	第三条第二項	第三条第三項	第三条第四項
、任命権者	、自衛隊法（昭和二十九年法律第一百六十五号）第三十二条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する	、自衛隊法第五十四条第二項の規定に基づく防衛省令で定める休暇のうち職員が出生産により職員が勤務しないことが相当ある場合として人事院規則で定める場合における	勤務時間法第十一条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する
法」という。)による休暇	人事院規則で定期的に人事院規則で定める期間内	防衛省令で定める期間内	九条に規定する特別休暇のうち出産により職員が勤務しないことが相当ある場合として人事院規則で定める場合における
一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五条)以下「給与法」という。)による休暇	人事院規則で定期的に人事院規則で定める期間内	防衛省令で定期的に人事院規則で定める期間内	九条に規定する特別休暇のうち出産により職員が勤務しないことが相当ある場合として人事院規則で定める場合における
第三条第一項	第三条第二項	第三条第三項	第三条第四項

第六章 第二十八条

第一項に規定する任期付短時間勤務職員」とす
る。

十七條第一項

月短時間勤務職員及び日勤随時第四十三条の二第一項の規定により採用された職員」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律第二

「住居手当及
用度時間勘定

の五から第十二条の七までの規定による地域手当、住居手当及び特地勤務手当」とあるのは

第二項にお

に、算出率を乗じて得た額とする」と、同法第二十二条の二第五項中「初任給調整手当、同条

する」とある

（第六条第一項において「算出率」という。）を乗じて得た額」と、同法第六条第一項中「決定

として防衛

法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員以外の職員の一週間当たりの通常の勤務時間

一項の規定により採用された職員及び国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第二百九号）第二十七条第一項において準用する司

		（二）若しくは任期付研究員法第六条第二項に規定する俸給表の適用を受ける職員若しくは同条第一項若しくは任期付職員法第七条第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員で、その号俸が一号俸であるものからこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となつた者（同年四月一日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して人事院規則で定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象職員となつた日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち人事院規則で定める日）において減額改定対象職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、本府省業務調整手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、单身赴任手当（一般職の職員の給与に関する法律第十二条の二第二項に規定する人事院規則で定める額を除く。）及び特地勤務手当（同法第十四条の規定による手当を含む。）の月額の合計額に百分の〇・二四を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年四月一日から施行日の前日までの期間において、在職しなかつた期間、俸給を支給されなかつた期間、減額改定対象職員以外の職員であつた期間その他、人事院規則で定める期間がある職員については、当該月数から当該期間を考慮して人事院規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額	
		俸給表	職務の号俸
専門行政職	行政職俸給表（二）	行政職俸給表（二）	級
一級	二級	三級	一級
俸給まで	号俸まで	一号俸から六十八号俸まで	一号俸から五十六号俸まで

研究職俸給	教育職俸給		教育職俸給		海事職俸給		海事職俸給		海事職俸給		公安職俸給		公安職俸給		公安職俸給		税務職俸給	
	表(一)	表(二)	表(一)	表(二)	表(一)	表(二)	表(一)	表(二)	表(一)	表(二)	表(一)	表(二)	表(一)	表(二)	表(一)	表(二)	表(一)	表(二)
一級	二級	三級	二級	一級	二級	一級	二級	一級	三級	二級	一級	三級	二級	一級	四級	三級	二級	一級
一号俸まで 号俸まで 五十六	一号俸から 一号俸まで 三十二	一号俸から 一号俸まで 四十四	一号俸から 一号俸まで 四十四	一号俸まで 号俸まで 三十二	一号俸から 一号俸まで 三十二	一号俸から 一号俸まで 六十四	一号俸まで 号俸まで 四十四	一号俸から 一号俸まで 六十四	一号俸から 一号俸まで 八号俸	一号俸から 一号俸まで 三十二	一号俸から 一号俸まで 五十二	一号俸から 一号俸まで 五十二	一号俸から 一号俸まで 二十四	一号俸から 一号俸まで 五十二	一号俸から 一号俸まで 十六号	一号俸から 一号俸まで 四十四	一号俸から 一号俸まで 五十二	一号俸から 一号俸まで 八号俸

及び第六条並びに附則第五条の規定は、平成二十三年四月一日から施行する。
(平成二十二年十一月に支給する期末手当に関する特例措置)
第三条 平成二十二年十二月に支給する期末手当の額は、改正後の給与法第十九条の四第二項(同条第三項、第三条の規定による改正後の任期内付研究員法第七条第一項又は第五条の規定による改正後の任期付職員法第八条第二項の規定により読み替えて適用する場合)を含む。及び第四項から第六項まで(国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百九号)附則第五条及び第七条において「育児休業法」という。)第十六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)若しくは第二十三条第一項から第三項まで、第五項若しくは第七項若しくは附則第八項、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の待遇等に関する法律(昭和四十五年法律第百十七号)第五条第一項又は法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律(平成十五年法律第四十号)第十三条第二項の規定にかかわらず、これららの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

一 平成二十二年四月一日(同月二日から同年十二月一日までの間に職員)(一般職の職員の給与に関する法律(以下この号及び附則第五条において「給与法」という。)第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。以下のこの条において同じ。)以外の者又は職員であつて適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの(改正後の給与法附則第八項の規定が施行されていたとした場合においても同項の規定の適用を受けず、かつ、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成十七年法律第百十三号)附則第十一条の規定の適用を受けない職員に限る。)若しくは医療職俸給表(二)若しくは任期付研究員法第六条第二項に規定する俸給表の適用を受ける職員からこれらの職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)と

なった者（平成二十二年四月一日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して人事院規則で定めるものを除く。）にあつては、その減額改定対象職員となつた日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち人事院規則で定める日）において減額改定対象職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、本府省業務調整手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、単身赴任手当（給与法第十二条の第二項に規定する人事院規則で定める額を除く。）及び特地勤務手当（給与法第十四条の規定による手当を含む。）の月額の合計額に百分の〇・二八を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年四月一日から施行日の前日までの期間において、在職しなかつた期間、俸給を支給されなかつた期間、減額改定対象職員以外の職員であつた期間その他の人事院規則で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して人事院規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

(二) 行政職俸表		(一) 行政職俸表								俸給表	
二級	一級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級	職務の級	号俸	
一号俸から七十二号まで	一号俸まで	一号俸から百八号まで	一号俸から十六号まで	一号俸から二十四号まで	一号俸から三十二号まで	一号俸から四十八号まで	一号俸から六十四号まで	一号俸から九十三号まで			

(二) 公安職俸表						税務職俸表								専門行政表						
六級	五級	四級	三級	二級	一級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級	五級	四級	三級	二級	一級	五級	四級	三級
一号俸まで	一号俸から二十四号まで	一号俸から三十二号まで	一号俸から五十六号まで	一号俸から七十二号まで	一号俸から八十四号まで	一号俸から九十二号まで	一号俸から十六号まで	一号俸から三十二号まで	一号俸から四十八号まで	一号俸から六十五号まで	一号俸から七十三号まで	一号俸から四号俸まで	一号俸から三十二号まで	一号俸から四十八号まで	一号俸から三十六号まで	一号俸から二十号まで	一号俸から六十四号まで	一号俸から三十六号まで	一号俸から六十四号まで	

(二) 海事職俸表						(一) 海事職俸表								公安職俸表						
六級	五級	四級	三級	二級	一級	六級	五級	四級	三級	二級	一級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級	八級	七級
一号俸まで	一号俸から三十二号まで	一号俸から四十八号まで	一号俸から六十四号まで	一号俸から七十二号まで	一号俸から八十四号まで	一号俸から八十五号まで	一号俸から二十二号まで	一号俸から二十八号まで	一号俸から三十八号まで	一号俸から五十六号まで	一号俸から四十九号まで	一号俸から六十九号まで	一号俸から四十六号まで	一号俸から三十二号まで	一号俸から四十八号まで	一号俸から三十六号まで	一号俸から二十四号まで	一号俸から六十九号まで	一号俸から三十六号まで	一号俸から十六号まで

(三) 医療職俸表						(二) 医療職俸表								教育職俸表						教給表			
二級	一級	六級	五級	四級	三級	二級	一級	五級	四級	三級	二級	一級	三級	二級	一級	三級	二級	一級	四級	三級	二級	一級	
一号俸まで	一号俸まで	一号俸から九十六号まで	一号俸から十二号まで	一号俸から二十八号まで	一号俸から四十四号まで	一号俸から五十六号まで	一号俸から七十二号まで	一号俸から八十五号まで	一号俸から二十四号まで	一号俸から四十九号まで	一号俸から六十九号まで	一号俸から四十六号まで	一号俸から三十二号まで	一号俸から四十八号まで	一号俸から三十六号まで	一号俸から二十四号まで	一号俸から八十四号まで	一号俸から三十六号まで	一号俸から三十二号まで	一号俸から五十二号まで	一号俸から七十二号まで	一号俸まで	

「とするものとし、その者の俸給月額は、当該号俸に応じた額に、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第二百九号）第二十五条の規定により読み替えられた一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

附 則（平成二六年四月一八日法律第二号）抄

(人事院規則への委任)
第五条 前三条に定めるもののほか、この法律（第九条及び附則第七条から第十条までの規定を除く。）の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

第一 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第三条、第五条及び第七条並びに附則第五条から第八条まで、第十条から第十四条まで及び第十六条から第十八条までの規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二十六年一月二八日法律第百四十二号）
第一項の施行期日等

附則（平成二七年九月二日法律第六号）

(施行期日等) 号) 抄 附 則 (平成二八年一月二六日法律第

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第三条、第五条及び第七条並びに附則第五条及び第六条の規定は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年六月三日法律第六二号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則
（平成二八年一月二十四日法律第
八〇号）
抄
(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定

一 第三条、第四条及び第九条並びに附則第四
める日から施行する。

条及び第六条から第十条までの規定
十九年一月一日 平成二

第一条（施行期日等）

この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条（前号に掲げる改正規定を除く。）、
第三条及び第五条（同号に掲げる改正規定を除く。）の規定並びに附則第六条の規定
和七年四月一日